

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年十二月二日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

## 埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

蓮田市 藤岡 武

#### 2 請求書の受付

本件請求の受付（受理）日は、令和4年10月6日である。

#### 3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

##### （1）請求の対象者

管財課長

みどり自然課長

##### （2）請求の要旨

ア 現みどり自然課長及び下記期間中にみどり自然課長の職にあった者は、平成30年4月1日から令和4年5月23日までの期間で、自らの違法行為（貸与してはならない県庁外来駐車場の駐車整理券に使用する駐車確認印、時間超過承認印、みどり自然課名印（以下「当該駐車確認印等」という。）を公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下「協会」という。）に貸与し、借り受けた協会は、当該駐車確認印等を用い、県に用務がない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。県の行政財産を継続的に使用させるには、行政財産の使用許可により他者に使用させる代わりに使用料を徴収するものであるが、みどり自然課長は、正規の手続きを経ず、上記違法な方法により実質行政財産の使用許可と同等以上の使用する権利を与えた。その結果、本来ならば、協会から使用料を徴収できたのに、まったく使用料を徴収していなかった。このように、協会から使用料の徴収を怠り、県に損害を与えた。このため、県が得られたであろう使用料を上記記載の者は、賠償すること。

イ 県（管財課長）は、長期間、長時間にわたって県駐車場を利用する車両をチェックしないなど財産の管理を怠っていた。このため、協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用務がないにもかかわらず、平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県庁駐車場（仲町）を継続的に私的利用し、違法に駐車場利用料金相当額の利益を得ていた。その結果、県は、本来得られるはずの駐車場利用料金相当額を得られなかった。

このため、県（管財課長）は、協会A事務職員に対し、県庁駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべきである。あるいは、不法行為を見逃してきた雇用主である協会や当該駐車確認印等を違法に使用させたみどり自然課長の職にある者（あった者）がその損害を県に賠償すべき。

ウ 県（みどり自然課長）は、協会からの緑のトラスト保全地管理及び緑のトラスト基金、募金・広報活動業務委託の実績報告書（平成30年度から令和3年度分）の中に協会事務職員B及びAの通勤手当の不正受給により水増しされた金額及びA事務職員

が立替払いにより備品を購入する際に取得したポイント分も入っているのを承知でこれら報告書を受理した。このことにより県は、支払わなくてもよい委託料を過大に協会に支払った。県（みどり自然課長）は、協会から不正に支給した交通費分の委託費を返還させること。

エ 県（みどり自然課）は、協会に対し、上記ア～ウまでの不正行為を改めかつ県への損害を補填するなど公益財団としてふさわしい行動（不正行為を理事会、評議員会に報告、了承を得た上で事実の公表とガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る。）をとるまで、今年度の協会に対する委託費及び補助金の支給などの財政的支援を停止すべきである。

### （3）請求する措置の内容

- ア みどり自然課長は、県が得られたであろう使用料を賠償すること。
- イ 管財課長は、県庁外来駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべき。
- ウ みどり自然課長は、協会に委託料の返還を求めること。
- エ みどり自然課長は、協会が公益財団法人として相応しい行動をとるまで、今年度の協会に対する委託料及び補助金の支給を停止すべき。

#### 事実証明書（10月6日請求書添付分）

- 1 「知事への提案」調査報告メモ（写し）
- 2 トラスト協会に関して●●●への電話連絡結果（写し）
- 3 会議・照会等報告書（写し）
- 4 写真（写し）
- 5 通信記録（写し）
- 6 写真（写し）
- 7 RE:入会の手続きについて
- 8 みどり自然課による駐車確認印の不正貸与等に係る協会及び協会事務職員の不正行為に関する経緯

#### 事実証明書（10月21日追加提出分）

- 1 契約書（写し）
- 2 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付決定通知書（写し）
- 3 起案理由（写し）

#### 事実証明書（10月28日追加提出分）

- 1 公文書不開示決定通知書（写し）

#### 事実証明書（10月31日追加提出分）

- 1 「駐車印及び時間超過承認印の取扱いについて（通知）」（写し）

## 第2 請求の要件審査

令和4年10月12日に監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているもの

と認めた。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

要旨ア、要旨イ、要旨ウ及び要旨エが、違法又は不当な財務会計行為に当たるか否かを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

管財課

みどり自然課

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月7日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人からの陳述があった。

また、同日、管財課及びみどり自然課の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

##### (1) 請求人の陳述の要旨

要旨アは、一番大きな問題で、県行政はすべての県民に対して公平、公正、平等でなければならないという原則が住民の知らないところで破られ、ゆがめられたこと。ルールや常識を無視して自分たちのやりたいようにやったらどうなるのかというのが今回の不正事案の一番の問題点である。

みどり自然課が所有している当該駐車管理印等を駐車整理券に押すと、県庁外来駐車場が使える。これを違法に県の出資団体である協会に貸与し、長年にわたり、協会がこれを用いて長時間・複数回、多くの台数の車を停めていた。公平公正の観点からいうと、特定の公益財団法人に特別な権利を与えたのと同じことになる。

県駐車場は行政財産であるため、本来なら行政財産使用許可をして、協会から使用料をとることが適法なやり方である。減免という制度があるが、これは考えられない。それを、違法に当該駐車管理印等を貸すことによって、無料で駐車場を使わせていた。

県民が行列を作っているときに、協会の職員の車が停まっているのは不公平である。県の駐車場は、県に用事がないと使えないのに、自分の仕事あるいは通勤に使うというのは、明らかに詐欺というか、目的と違って使っているわけだから、ある意味、構造物侵入罪というか、他人の敷地に勝手に入ってきているのと一緒。みどり自然課長はそれをほう助している。

今のみどり自然課長は違法な行為をして使用料の徴収を怠り、県に損害を与えていることは明らかであるため、得られたであろう使用料をみどり自然課長が賠償する必要がある。

要旨イは、管財課長が駐車場の管理を十分にやっていなかった。通常の管理をしていれば、長期にわたって違法駐車をしているのはわかるはず。というのは、提出資料の駐車場管理業務特記仕様書では、受注者が定期的に違法駐車の有無を調べ、違法駐車があれば

ば書類により報告させるということになっている。どういうケースが違法駐車にあたるのか、受託者と十分に意思疎通するべきであり、同じ人物が長期にわたって使用していれば、たとえ駐車票に押印があっても報告させるべきだ。

受託者はトラブルを一番恐れるため、形式が整っていて、印が押されていけば、黙って受け取り、駐車を認めざるを得ない。管財課長は、駐車場の管理を受託者に委託しっぱなしにしたが、結果責任はある。きちんと結果責任を負ってもらわないと、県民としては困ってしまう。

写真をとったが、協会の職員の車以外にも同じように停めている車が3台ある。見れば誰でもわかる。それを管財課で調査してもらって報告を受けたが、こういったことをちゃんと世間に公表したほうがいい。通常の管理をしていけばわかる問題なのに、わからないのはどういうことなのか。

協会の職員が不法に使った不当利得は、まさに民間駐車場の経営圧迫で、これは相当な金額になるはず。

要旨ウは、職員の2名が通勤手当を不正受給して水増しされた金額を受け取っていた。さらにホームセンターで備品購入時に、ポイントがつくが、それを協会に入れず、領収書もポイント部分を切っている。委託料が過大になっている。

要旨エは、協会は不正行為をやっている。県に入る使用料という歳入を払わず、歳出の委託料や補助金をもらうのは県民としては疑問。委託契約書において、不正行為があった場合は契約解除や支払いしなくても良いという条文がある。委託契約書の22条第2号「この契約の締結及び履行に当たっては、不正行為をした場合は直ちに契約を解除できる」、県の収入や税収、駐車場使用料を免れている行為は不正行為そのものであり、その団体に税金である委託金を支払うことは適正ではない。

## (2) 管財課の陳述の要旨

本請求の管財課に関する部分が、住民監査請求の対象になるかということについて述べる。

平成2年4月12日の最高裁判所第1小法廷判決によれば、住民監査請求の対象となるのは、財産的価値の維持・保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られる。本請求では、駐車場の利用時間内に外形上は通常の駐車をしているにすぎず、不法に占拠しているような状態では全くないことから、県駐車場の財産的価値が現に損なわれているというような財務的処理を直接の目的とする財産管理行為の不作为には該当しないため、そもそも住民監査請求の対象ではないと考えている。

また、管理を怠る事実の有無という観点から県庁駐車場の管理についても述べる。

県庁駐車場では警備員を配置し、利用時間外の施錠、県庁各課の駐車印を駐車券に押印させる方法により県庁利用者であるか否かの確認をするなど、県庁外来駐車場として適切な管理を行っている。実態としても県庁外来駐車場が満車になり駐車ができず、来庁者が困っているということはなく、管理を怠っているという事実はない。

さらに追加し、一部、請求人の主張に関する事実関係について補足する。

「協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用事がないにもかかわらず平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県庁駐車場(仲町)

を継続的に私的利用し」との主張についてである。

県庁駐車場の管理は、駐車整理券を用いて行っている。駐車整理券には県庁外来駐車場を利用する個々の車両ナンバーや駐車目的の記載はない。過去の利用日や利用時間、利用目的も事実として確認できない。

続いて、「県は、本来得られるはずの駐車場利用相当額を得られなかった。このため県（管財課）は協会A事務職員に対し、県庁外来駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべきである。」という主張についてである。

県庁外来駐車場は無料駐車場であり、県が本来得られるはずの駐車場利用相当額というものはそもそも存在しない。

また、当該駐車場は外来駐車場としての利用を目的としたいわゆる行政財産であり、仮に、通勤目的での許可申請があったとしても、それを許可するということはありません、使用料の徴収をするということも考えられない。

加えて、当該事務職員が平成30年4月から令和4年5月16日まで県庁外来駐車場を継続的に私的利用していたという事実は確認できない。

続いて、「借り受けた協会は、当該駐車確認印を用い、県に用務のない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。」との主張についてである。

通勤が目的外使用というのはそのとおりであるが、県関係公社に対し一切利用を認めていないということはなく、認めているケースもある。一つは、県関係公社等が行う業務が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のため、県庁外来駐車場の利用が必要と主務課が認める場合である。

二つ目は、庁舎内に事務所の使用を認められた団体等が事業の円滑な実施のために県庁外来駐車場を利用する場合というケースを想定している。

### (3) みどり自然課の陳述の要旨

請求の要旨に対する意見のうち、「現みどり自然課長及び下記期間中みどり自然課長の職にあった者は、平成30年4月1日から令和4年5月23日までの期間で、自らの違法行為（貸与してはならない県庁外来駐車場の駐車整理券に使用する当該駐車確認印等を協会に貸与し、借り受けた協会は、当該駐車確認印等を用い、県に用務がない役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者に上記駐車場を利用させていたほか協会のA事務職員が自己の通勤用の駐車場として利用していた。」との主張についてである。

このうち、当該駐車確認印等の貸与についてであるが、請求人の主張において県職員が行った行為は、当該駐車確認印等の貸与のみである。しかし、駐車印はあくまで駐車場の利用を証明する道具であり、その貸与によって、直ちに県の財産が減る等の損害は生じていない。当該駐車確認印等の貸与は、財産的価値の維持・保全などを直接の目的とするものではないため、財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象とならない。

なお、当該駐車確認印等については協会に置かれていたという事実は確認できたが、協会に置かれるに至った経緯は不明である。よって、請求人が主張するように貸与した

かどうか不明である。

次に、役員、ボランティアスタッフ、協会主催の会議出席者、関係者の県庁駐車場の利用についてである。

当該駐車確認印等を利用していたのは協会の役員等であるため、住民監査請求の対象とならない。

次に、A事務職員の県駐車場の利用についてである。

協会A職員の県庁外来駐車場の利用についても住民監査請求の対象にはならない。

次に、「みどり自然課長は、正規の手続きを経ず、上記違法な方法により実質行政財産の使用許可と同等以上の使用する権利を与えた。」という主張についてである。

先ほど、当該駐車確認印等の貸与について述べたとおり、駐車印等の貸与は財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象にならないと考える。

また、当該駐車確認印等については協会に置かれていた事実は確認したが、置かれた経緯は不明。なお、駐車印等については、あくまで用務先や時間超過について証明するための確認印にすぎず、仮に当該駐車確認印等を貸与し、協会職員が当該駐車印等を押せる状態にあった場合でも、そのことをもって行政財産を使用できる権利を与えたものとはならないと考える。

次に「本来ならば、協会から使用料を徴収できたのに、まったく使用料を徴収していなかった。このように協会から使用料の徴収を怠り、県に損害を与えた。このため、県が得られたであろう使用料を上記記載の者は、賠償すること。」との主張についてである。

協会役職員の利用は、県庁外来駐車場の財産的な価値を減少させるものではなく、県に財産上の損害は生じていない。また、県庁外来駐車場は無料駐車場であり利用料を徴収する旨の利用規程もないため、請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「協会A事務職員は、当該駐車確認印等を用い県に用事がないにもかかわらず、平成30年4月から令和4年5月16日まで違法に自己の通勤用駐車場として県駐車場（仲町）を継続的に私的利用し、違法に駐車場利用料金相当額の利益を得ていた。その結果、県は、本来得られるはずの駐車場料金相当額を得られなかった。」との主張についてである。

管財課の意見のとおり、県庁外来駐車場は無料駐車場であり、本来得られるはずの駐車場利用相当額は存在しないため、請求人の主張は当たらないと考える。

なお、A事務職員に自家用車での県庁外来駐車場の利用について確認したところ、「自家用車を駐車するために駐車場を利用したことはあるが、トラスト保全地の保全活動に要する機材や、イベント・セミナー等で使用する備品を搬入するために業務の必要から利用するケースがほとんどであった。」とのことであり、継続的に私的利用との請求人の主張は当たらないと考える。

また、県関係公社等が行う事業が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のため県庁外来駐車場の利用が必要と主務課が認める場合は、県庁外来駐車場の使用が認められることになっているが、トラスト保全地の保全活動等は、本県が協会に委託している事業で県行政に資するものとする。

A事務職員が、業務の必要から自家用車を県庁外来駐車場に駐車しても問題はないものとする。

次に、「不法行為を見逃してきた雇用主である協会や当該駐車確認印等を違法に使用さ

せていたみどり自然課長の職にある者（あった者）がその損害を県に賠償すべき。」との主張についてである。

先ほど、当該駐車確認印等の貸与について述べたとおり、請求人が主張する当該駐車確認印等の貸与は、財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象とならないと考える。

また、繰り返しになるが、当該駐車確認印等については協会に置かれていたことは確認できたが、協会におかれるに至った経緯については不明であることから請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「県（みどり自然課長）は、協会から緑のトラスト保全地管理及び緑のトラスト基金、募金・広報活動業務委託の実績報告書（平成30年度から令和3年度分）の中に協会事務職員B及びAの通勤手当の不正受給により水増しされた金額及びA事務職員が立替払いにより備品を購入する際に取得したポイント分も入っていることを承知でこれら報告書を受理した。このことにより県は支払わなくてもよい委託料を過大に支払った。」との主張についてである。

このうち、B及びAの通勤手当の不正受給については、後程述べるが、協会の不正支出の事実はなく、請求人の主張は当たらないものとする。

次に、立替払いにより備品を取得した際のポイントであるが、備品取得時のポイントについては、その取扱いは協会に委ねられており、協会内部の処理である。委託費の精算に当たって考慮するものではなく、財務会計上の行為に該当しないため、住民監査請求の対象とはならないと考える。

次に、委託料の過大な支払についてであるが、通勤手当の不正受給や備品を購入する際に取得したポイントについては今述べたとおりであり、県が支払わなくてもよい委託料を過大に協会に支払ったという請求人の主張は当たらないと考える。

次に、「損害を補填するなど公益財団としてふさわしい行動（不正行為を理事会、評議員会に報告、了承を経た上で事実の公表とガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る。）をとるまで、今年度の協会に対する委託費及び補助金の支給などの財政的支援を停止すべきである。」との主張についてである。

要旨アからウで請求人が主張する内容について、協会が県に損害を与えているとは認められず、「協会に対する委託費及び補助金の支給等、財産的支援を停止すべきである。」との請求人の主張は当たらないものとする。

なお、委託費及び補助金の支給停止については、必要であれば事後的に是正できるため、現段階で行う必要はないと考える。

続いて、詳細について何点か補足する。

協会職員に確認したところ、A職員については令和4年4月から交通用具（車）の使用による通勤手当が支給されており、5月6日金曜日、5月10日火曜日、5月13日金曜日、5月16日月曜日などはトラスト保全地の現場で使用する資材等の運搬のために自家用車を利用し、県庁駐車場を利用したものであった。

また、C事務職員に確認したところ、請求人が事実証明書とした通信記録の写しについては「A事務職員が毎日車で来ていることを明言したのではなく、現場に行かなければならない際に車が使えないと困るのではないか」という意味で言った。A事務職員と



は勤務日や業務内容が異なるため、詳しいことはわからない。」とのことであり、請求人の主張は事実ではない。

次に、B事務職員は臨時職員であり、協会臨時職員の通勤手当は、勤務条件通知書に通勤手当相当の給与として定められている。運用として、県の給与条例等を踏まえた支給をされており、日によって通勤の方法が異なっている場合、その者が通勤するために利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤方法とみなして取り扱うものとされている。

当該職員から通勤状況について確認を行ったところ、「天候による交通機関の乱れが見込まれる際や体調不良の時等に、配偶者の車に同乗したことがあり、2～3年前から、月1～2回の頻度、コロナ感染者が多かった時期はコロナ感染が怖いということから月3～4回のときがあったかもしれない。」とのことであった。

請求人の主張する「概ね半分以上は電車通っていたと証言している。」との事実はない。このことから、常例とする通勤方法とは異なる通勤方法で通勤した事実があったものの、その頻度から通勤方法の変更があったとまでは言えず、協会が当該職員に対して通勤手当を不正に支給したのではないと考える。

次に、A事務職員は令和4年3月31日まで非常勤職員、令和4年度以降は臨時職員である。非常勤職員の通勤手当については、「公益財団法人さいたま緑のトラスト協会職員の給与等に関する規程」に定められており、臨時職員の通勤手当については、先ほど述べたとおりである。

いずれも運用上、日によって通勤方法が異なる場合、その者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤方法とみなして取り扱うこととされている。

当該職員の通勤状況について確認したところ、「業務上の必要から、自家用車を利用し、トラスト保全地の保全活動に要する機材や、イベント・セミナー等で使用する備品を搬入していたものであり、通勤回数のうち自家用車を使用しているのは2～3割程度である。」とのことであった。常例とする通勤方法である公共交通機関とは異なる通勤方法で通勤していた事実があったものの、その頻度から、通勤方法の変更があったとまでは言えず、協会が当該職員に対して通勤手当を不正に支給したのではないと考える。

#### 4 実地監査

管財課から、県庁外来駐車場の管理状況、駐車確認印等の取扱い及び行政財産の使用許可に関する説明を受け、実際の事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

みどり自然課から、当該駐車確認印等の貸与の有無や返却に至るまでの経緯、協会職員の勤務実態に関する調査結果及び協会との業務委託契約に関する説明並びに協会職員の出勤簿等服務に関する記録及び協会の総勘定元帳等財務書類の提供を受け、事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての監査を行った。

#### 第4 監査の結果

本件請求のうち要旨アについては法第242条第1項の要件を具備しないので、却下する。本件請求のうち要旨イ、要旨ウ及び要旨エについては理由がないものと判断し、棄却

する。

以下、事実関係、監査対象事項等に対する判断について述べる。

## 1 要旨アについて

### (1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

#### ア 当該駐車確認印等について

当該駐車確認印等については、いつからどのような事情によるものかは不明だが、令和4年5月23日にみどり自然課に返却されるまで、遅くとも平成30年度には、協会に置かれ、職員が自由に押印できる状態にあったと思われる。

#### イ 協会関係者による県庁外来駐車場利用について

協会関係者が協会を訪ねる際や、協会職員が業務及び通勤のために、県庁外来駐車場を利用したことは、その回数や頻度は不明だが、相当の回数あったと思われる。

### (2) 監査対象事項に対する判断

#### ア 財務会計上の怠る事実について

請求人は、行政財産の使用許可により得られたであろう使用料の徴収を怠り、県に損害を与えたと主張するが、平成2年4月12日の最高裁判所第一小法廷判決によれば、住民監査請求の対象となるのは財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られる。

仮に、県庁外来駐車場の不正利用があったとしても、駐車場の利用時間内に駐車しているにすぎず、例えば土地の不法占拠や構造物のき損などの財産的価値を損なう行為とは異なるため損害が発生しない。

したがって、財務会計上の怠る事実に当たらないため、本件請求のうち要旨アについては法第242条第1項の要件を具備しないので、却下する。

## 2 要旨イについて

### (1) 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

#### ア 県庁外来駐車場の利用について

県庁外来駐車場は、県庁利用者に限って、県庁の開庁時間（土曜日・日曜日・休日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）の利用が認められる。利用料金は徴しない。

ただし、県関係公社等が行う事業が県行政に資するもので、事業の円滑な実施のために必要と主務課が認める場合などは、県庁外来駐車場の利用（無料）を認めている。この場合も利用料金は徴しない。

#### イ 県庁外来駐車場の管理について

業務委託により、警備員を配置して、入出庫の整理・誘導を行っている。県庁利用の有無は、利用目的の課が駐車券に駐車確認印と課名印を押印したことを、出庫の際、警

備員が確認している。

利用時間外は、A駐車場（県庁舎から道路を挟んで南東側）を除き施錠する。A駐車場は、行政財産の貸付けにより、県庁の開庁時間以外は、民間事業者が有料駐車場として使用している。

## （2）監査対象事項に対する判断

### ア 県庁外来駐車場の管理について

請求人は、県が、県庁外来駐車場を利用する車両のチェックを怠ったために、本来得られるはずの駐車場料金相当額を得られなかったと主張する。

まず、車両のチェックについては、利用目的の課による駐車券への押印と警備員による駐車券の押印チェックにより、県庁利用者であることを確認しており、県が外来駐車場の管理を怠ったとは認められない。

次に、駐車場料金相当額については、県庁外来駐車場は無料であり、本来得られるはずの駐車場料金相当額は存在しない。

### イ 不当利得の返還請求について

次に、不法利用に伴う不当利得の返還請求については、仮に、県庁外来駐車場の不正利用により、時間貸有料駐車場の利用料金相当額を不当に得た者があったとしても、本来、無料利用を認めている県に損害が生じることはない。

すなわち、協会職員が不当利得を得たとしても、県に損害が生じていないため、返還請求を行うことはできない。したがって、要旨イについては理由がない。

## 3 要旨ウについて

### （1）事実関係

ア 緑のトラスト保全地保全管理及び緑のトラスト基金募金・広報活動業務委託契約（以下「当該委託契約」という。）は、令和3年4月1日に県と協会との間において委託金額25,570,600円で締結された。契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。業務委託実績報告書（以下「当該実績報告書」という。）が令和4年3月31日付で協会から提出された。当該実績報告書には、月別の活動内容（ボランティア参加人数等を含む。）や募金実績が記載され、業務経費決算書が添付されている。

イ 当該委託契約の完了検査は、協会事務局事務室において、検査員により、契約書、仕様書、業務実績報告書及び業務経費決算書を用いて行われ合格とされた。それを受け、みどり自然課長は、当初の委託金額と同額で委託金額を確定した。

ウ 業務経費決算書には、「人件費・福利厚生費その他」の項目があり、非常勤職員報酬、臨時職員賃金及び福利厚生費が記載されている。監査においては、協会に保管されている通勤の届出、出勤簿及び旅行命令を確認したところ、以下の事実を認めた。

（ア）協会の職員の通勤手当は、「職員の費用弁償計算書」に基づき、協会から支給されている。

（イ）協会は自動車を保有していないため、緑のトラスト保全地保全管理のための用務で自動車を使用する場合は、職員の自家用車を用いている。その際には、資材運搬のため、職員の自家用車を県庁外来駐車場に駐車することがある。

（ウ）令和3年度に、A事務職員が業務のため自家用車を用いた日数の出勤日に対する

割合は、約3割である。

エ 業務経費決算書には、「消耗品費」の項目があり、資機材や事務用品に係る費用が記載されている。監査においては、総勘定元帳、伝票及び証憑類を確認したところ、以下の事実を認めた。

(ア) 各保全地のボランティアスタッフ等が立て替えて購入した物品（鎌、鋸、チェーンソー、刈払機など）については、後日まとめて当該立替者に対し支払いを行っている。

(イ) コピー用紙などの消耗品や一部の物品は協会本部で購入しており、請求書による口座振替払い又は職員が立替払いして購入したものについて後日まとめて支払っている。

## (2) 監査対象事項に対する判断

ア 当該実績報告書は、当該委託契約の完了検査時に内容を確認されており、委託料の支払い手続は適切になされている。

イ 協会職員の通勤手当は、常例の通勤方法で届けられており、その経路は合理的なものと認められる。

請求人は、A事務職員及びB事務職員はほとんど自動車通勤をしていると主張するが、協会が保管している通勤の届出、出勤簿及び旅行命令並びに当該職員による証言からは、請求人の主張を裏付ける事実は確認できなかった。このため、常例の通勤方法を変更する必要があったとまではいえない。

ウ ポイントの法的性格は、消費者の意思表示（特典の請求等）が停止条件となる停止条件付き贈与であり、購入時にポイントが付与されても、経理上、購入金額に影響はない。したがって、業務委託実績報告書の消耗品費の記載において購入時に付与されたポイント分を差し引いていないことが不適切とはいえない。

したがって、要旨ウには理由がない。

## 4 要旨エについて

### (1) 事実関係

要旨ア、イ及びウについて示したとおり、請求人が不正行為と主張する事実は認められない。

### (2) 監査対象事項に対する判断

協会に不正行為が認められないので、要旨エには理由がない。

## 5 意見

監査結果に添えて、次のとおり執行機関に対する意見を付す。

監査において、県機関以外の者が駐車確認印等を長期間にわたり保管し自由に利用してきたことが確認された。県関係公社等であっても、県行政に資する事業の円滑な実施のため必要と主務課が認めたとき以外、県庁外来駐車場の利用は認められない。駐車確認印等の適正管理を徹底していただきたい。

以上

資料

埼玉県職員措置請求書（請求書の本文を記載）

事実証明書（10月6日請求書添付分）

- 1 「知事への提案」調査報告メモ（写し）
- 2 トラスト協会に関して●●●への電話連絡結果（写し）
- 3 会議・照会等報告書（写し）
- 4 写真（写し）
- 5 通信記録（写し）
- 6 写真（写し）
- 7 RE:入会の手続きについて
- 8 みどり自然課による駐車確認印の不正貸与等に係る協会及び協会事務職員の不正行為に関する経緯

事実証明書（10月21日追加提出分）

- 1 契約書（写し）
- 2 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会運営費補助金交付決定通知書（写し）
- 3 起案理由（写し）

事実証明書（10月28日追加提出分）

- 1 公文書不開示決定通知書（写し）

事実証明書（10月31日追加提出分）

- 1 「駐車印及び時間超過承認印の取扱いについて（通知）」（写し）